

那覇市上下水道局お客様センター業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱
(令和3年8月13日部長決裁)

(設置)

第1条 那覇市上下水道局お客様センター業務委託の実施に当たり、公募型プロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、那覇市上下水道局お客様センター業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要領の策定に関すること。
- (2) 参加資格要件の認定に関すること。
- (3) 審査基準の策定に関すること。
- (4) 参加表明書、業務提案書等提出された書類の審査に関すること。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関すること。
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、受託者が決定する日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

4 会議は、委員会における自由な発言を担保するため、非公開とする。

5 委員長が認めた場合には、会議を書面により開催することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会において必要があるときは、委員長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(中立の保持)

第7条 委員は、那覇市上下水道局お客様センター業務委託に係る公募型プロポーザルに

参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員の除斥要件は、次のとおりとする。

(1) 過去3年以内に、提案者の役員又は職員であった者

(2) 過去3年以内に、父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が、提案者の役員であった者

(3) その他、提案者との関係があり選定における公平性、中立性を阻害するおそれのある者

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部料金サービス課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

2 この要綱は、業務委託契約締結の日をもって廃止する。